

共通目標に向けた共同行動のための枠組み(仮訳)

1. 背景

1. 2005年に開催された首脳会議において、国連総会は
 - 「貧困を撲滅し、持続的な経済成長、持続可能な開発及び世界各国の繁栄を促進する」という約束を再確認し
 - 「より野心的な国家開発戦略を含むあらゆる側面に関し、喫緊の行動の必要性」を強調し
 - 「ミレニアム宣言、モンテレイ合意及びヨハネスブルグ実施計画に盛り込まれた開発に向けた世界的なパートナーシップに関する公約」を再確認した。
2. OECD加盟国は、2005年5月3日～4日に開催されたOECD閣僚会合にて強調されたこれらの取組に全面的に関与している。
3. 貧困撲滅、及び2000年国連ミレニアム・サミットにて合意された目標(いわゆるミレニアム開発目標)及び持続可能な開発に関する世界首脳会議にて合意された目標の達成は地方、国家及び世界レベルでの適切な環境管理と密接に結びついていることが広く認識されている。環境資源は経済成長及び開発を支援する上で重要な役割を果たす。特に、最貧国及び最も貧しい人々、特に女性と子供の生活は環境資源に大きく依存している。従って地方、国家及び世界レベルの環境への脅威は、貧困削減及び持続可能な開発の双方に深刻な影響を及ぼす。
4. しかしながら、環境上の要素は国家の開発及び貧困削減戦略へ十分に統合されていない。これは以下の理由による。
 - 環境及び開発の連携に対する理解が不十分であること。こうした理解の不足は、環境要素を公共政策及び投資決定に盛り込むことを促進しうる、環境の費用と便益を特定し定量化する能力が不足していることにも起因している。
 - 国内環境法制の立案・実施に関する能力、政治意思及び資金の不足、さらに環境と開発双方の目標に同時に対処しうる投資を支援するために必要な資金の供給・管理能力の不足。
 - 機関構造の脆弱さ。これは多くの場合、環境管理担当当局が開発に関する意思決定と立案過程に十分に組み込まれていないことを意味する。

5. 政府開発援助(ODA)は途上国による国家開発政策及び貧困削減戦略実施への支援において重要な役割を果たす。OECD/DAC ドナー支援国はODA 支出及び管理に主要な役割を果たす。
6. 「2005 年援助効果向上のためのパリ宣言」は ODA 管理及び効果向上のための幅広い対策を想定している。例えば、
 - 途上国は開発の政策、戦略、機関及び手法についての効果的なリーダーシップを発揮し、開発に関する取組を調整する。
 - ドナー支援国は、全ての支援を被援助国の国別開発戦略、機関及び手法に基づいて行う。
 - ドナー支援国はその行動がより調和がとれ、透明で全体的に効果的となるよう努力する。
 - 全ての国は良い結果を得られるよう、資源を管理し意思決定を改善する。
 - ドナー支援国及び途上国は開発の結果について相互に責任を持つことを約束する。
7. 「援助効果向上のためのパリ宣言」では、事業レベルの環境影響評価プロセスの調和が飛躍的に進歩したことを明確に述べている。この宣言は、気候変動、砂漠化、生物多様性の損失など、地球規模の環境影響への対処をはじめ、一層の進展が必要であることを強調している。本宣言はまた各国が環境分析及び環境法制強化のために必要とされる専門技術及び政策能力を引き続き開発するよう促している。
8. OECD 環境機関は、先進国及び国際社会において、コスト効果が高い環境政策の立案、施行、監視について数多くの専門家を有する。また OECD 環境機関は社会、経済発展、環境管理目標を同時に後押しする政策及び手法について、数多くの経験を有する。こうした分野において、OECD 加盟国が得た経験は、いくつかの途上国の状況に効果的に適用することが可能である。これはまた、「21 世紀最初の 10 年間のための OECD 環境戦略」に基づくものであり、そこには戦略実施の成功は途上国及び経済移行国を含む非加盟国との協力強化にかかっていると記述されている。この戦略は「環境政策委員会(EPOC)及び開発援助委員会(DAC)の間における、相互の関心事項に関する優先課題についての協力強化」の必要性を指摘している。

2. 目的と構成

9. このように、この「共有目標達成に向けた共同行動のための枠組み」は、貧困削減及び MDGs を支援することにより、OECD 開発援助機関及び環境機関によ

る取組の調整と整合性を改善することを目的としている。これにより、本枠組みは「援助効果向上のためのパリ宣言」の環境側面の実施を直接支援する。

10. 従って以下に重点を置く。

- 環境と開発の接点における成功事例を確認・適用・向上・拡大する。
- 途上国及び経済移行国における、環境と開発の統合に向けた能力開発を支援する。

11. 「枠組み」は様々なレベルで開発及び環境の政策決定者と実施者の双方向の経験を共有することを奨励する。

3. 「枠組み」の重要要素

「成功事例」政策及び手段

12. この要素は、環境と開発のインターフェイスにおいて「成功事例」を確認すること及び特定の途上国の状況において効率的な実施に向けてそれらを適用することに重点をおく。総合的な目的は、様々な局面において、貧困削減、環境保全及び経済成長の統合の向上を支援する上で効果的だと証明された政策アプローチ、手段、手法に関する意識を向上させ実施を促進することである。

13. この要素に基づき取り組むべき具体的なテーマは以下を含む。

- **地方及び国家の環境上の要素を国家開発政策及び開発計画によりよく組み込むための政策と手段** ここでは、「貧困削減戦略」及び途上国パートナー(開発援助支援のための基盤を提供する)によって策定された同様の開発計画に基づく環境と開発のリンケージに焦点を当てる。これには開発、紛争防止及び天然資源管理政策(特に「貧困層優先(pro poor)」の経済成長に関して)のリンケージを確認するための手法と手段を検証し、適切な政策対応を醸成することを含む。天然資源管理における地方行政機関及び地域コミュニティの役割に特に注目する。「戦略的環境評価」及び「環境会計改革」など最新手法に特に注目する。
- **地球環境に関する目標を国家及び地方の開発政策及び開発計画へよりよく組み込むための政策と手段** ここでは、国家及び部門別の戦略の側面から、気候変動、生物多様性、砂漠化、化学物質管理に関する問題の統合を支援するためのアプローチと手段に焦点を当てる。これには自然災害、特に気候変化及び気候変動に伴うリスクの予防と適応に関する問題を含む。この分野での取り組みは気候変動、砂漠化、生物多様性の損失など地球環境問題の影響に対処するための「パリ宣言」に沿った目的を直接支援する。

- **国際金融手段の開発と環境に関する機能の最大化** ここでは、国際環境協定に由来するものを含む、途上国における既存の金融メカニズム及び手段をより幅広く適用することに注目する。これに関連するメカニズムにはクリーン開発メカニズム及び輸出クレジット及び輸出信用を含む。途上国における官民パートナーシップによる投資支援もこの作業対象に含まれる。
- **よりよい環境と開発の統合に向けた進捗状況の監視のためのアプローチと手段** ここでは、ある特定の開発に対して、既存の指標と手段の適応可能性を改善するため、こうした指標と手段の改良と適用に焦点を当てる。これには経験から「成功事例」を引き出すという観点から、環境への資金援助の流れを追うためのメカニズム強化、及び OECD 加盟国の持続可能な開発の戦略側面の強化を含む。

環境と開発の統合に向けた能力開発の改善

14. この要素は上記に述べたような「成功事例」アプローチや手段(「戦略的環境評価」の総合的アプローチを含む)を途上国が実施する能力の開発を支援する方法を調和することに焦点を当てる。この取組は「パリ宣言」における「ステークホルダーとの対話を含め、事業に対する環境影響評価(EIA)の適用強化と共通の手続き方法の増加を図り…[また]環境分析及び法律の運用に向けた専門技術及び政策能力を引き続き開発する」との目的を直接支援する。
15. この要素における活動は国連環境計画(UNEP)(例えば、技術支援と能力開発に関するバリ戦略計画など)、国連開発計画(UNDP)、及び地球環境基金(GEF)その他による関連作業を充分考慮し、これらに基づくものとする。
16. この要素に基づく具体的な作業は以下の通り。
 - **開発計画及び事業の環境影響評価に関する能力** この活動には開発事業の環境評価を行うための能力の「診断評価」についての共通アプローチの策定を含む。国家環境規制当局が国家開発政策及び戦略策定に資する能力の開発には、より幅広い事項が関連する。既存の DAC 環境における能力開発に関するガイドラインはこの点に関し有力な参考資料となる。
 - **環境政策策定及び環境法制執行に関する能力** これは途上国における環境モニタリング及び遵守の取組に焦点を当てる。過去に開発された OECD の手法、例えば中東欧諸国のための環境行動計画(EAP)実施のためのタスク・フォースによって開発された手法も適用される。(例:環境執行当局改革のための指針、環境遵守の確保のための資金投資の成功事例)

- **環境関連支出の評価管理に関する能力** この活動は、環境関連支出のうち、開発プロセス(水供給及び衛生、汚染管理、廃棄物回収処理)に最も関連する重要事項に焦点を当てる。公共環境支出への資金拠出に関し、適正な経済財政原則を適用する能力を高めることに主眼を置く。東欧、コーカサス地方、中央アジア諸国の公共環境資金拠出管理に関する過去の作業の結果が、この点に関する有力な参考資料となる。
- **環境コストの特定及び定量化、及び開発と環境の統合改善に向けた進捗状況の監視に関する能力** これには環境政策の費用及び便益を特定し定量化するためのアプローチ及び手法を含む。これはまた環境に関連する既存の開発目標の進捗状況の監視に役立つ(例:水供給及び衛生、基本的なエネルギー供給)。

4. 実施

17. 上記の各実施機関は、本「枠組み」に盛り込まれたテーマと活動について、それぞれにおいて異なる関連性を持っている。その中のある要素は他の要素に比べ関連性が高いという形になっており、そのため、これらのテーマと活動は総合的に「選択メニュー」と解釈される。あるいは、本「枠組み」にリストアップされたテーマと活動は、実施しうる関連イニシアティブを全て網羅したリストであると解釈される。従って、この「枠組み」の明確な意図としては、参加パートナーからの実施の経験やフィードバックの結果に基づいて、記載された詳細な活動を修正・更新していくことである。
18. この「枠組み」は、様々な場で様々なレベルにおいて、漸次実施されると思われる。以下により「枠組み」支援のための特定のイニシアティブが期待される。
 - 政府内の及び適切な国際機関における環境と開発の統合の改善を目指し、OECD 加盟国政府全体が行うもの。
 - 途上国の国家優先事項に基づいた途上国とのパートナーシップ(例:パリ宣言の目的に対する直接的な支援)により、また環境機関による直接支援により、開発援助機関が行うもの。
 - 上記必要事項に対する分析上の支援が期待されている、OECD 事務局が行うもの。
19. DAC 及び EPOC の作業にその多くが積極的に参画している国際開発援助機関(国連機関、多国間開発銀行)も本「枠組み」実施のプロセスにおいて行われる多くのイニシアティブに全面的に参加することが歓迎される。

20. 同様に、民間部門と市民社会は開発と環境の統合努力に向けて非常に重要であるため、本「枠組み」実施の際に、公共政策と民間の関係は体系的に強化されるべきと考えられる。これには環境規制の質と効率性向上のための取組、及び投資と市場が開発プロセス支援を可能にする一般的環境整備のための取組を含む。
21. ドナー支援国と被援助国レベルでは、本「枠組み」に基づく全ての活動は、国家の優先事項と統合的に、国レベルで実施されることが可能な分析作業及び政策作業から導かれる。OECD レベルでは可能な場合、活動は既存作業に基づくものとなる。
22. 短期的には以下の具体的なステップ(specific milestones)が期待される。
- 「枠組み」に概説されたテーマに関する、進行中のもしくは計画中の活動を蓄積し、国レベルでの将来の共通行動に向けた適切な優先事項について合意する。この蓄積と優先事項の設定行為は環境と開発協力ネットワーク(ENVIRONET)、EPOC/WPGSP および OECD 事務局の共同作業にて開始し、途上国パートナー(パリ宣言締約国か否かに関わらず)との直接また進行中の協議に関与する。ENVIRONET 及び WPGSP の作業ビューローはこのプロセスを前進させるために結成される。
 - 次に、国レベルの関連テーマ及びそれに関連する分析・方法論及びその他の支援のニーズを特定する必要がある。その際、進捗を測定するための適切な方法も定義するべきである。この作業は 2007 年半ばまでに完成させるべきである。
 - OECD はまた 2007 年～08 年の予算作業計画に、本「枠組み」の実施成功に資することを明確に意図した活動を含めることを検討すべきである。
 - 進捗状況に関する OECD 開発・環境大臣に対する報告書は 2009 年までに完成させるべきである。